

(続紙 1)

京都大学	博士 (経済学)	氏名	小澤 駿弥
論文題目	Essays on Foreign Direct Investment and Multinational Production (海外直接投資と海外生産に関する諸研究)		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文では、海外直接投資 (FDI) と多国籍企業の活動に対する諸政策の影響について実証的及び定量的な分析を行っている。特にFDIに伴う技術移転に焦点を当てている。全部で5つの章で構成されており、第1章では、研究の背景や動機を示して、第2章以降の概要と学術的貢献について説明している。</p> <p>第2章 “The effect of trade liberalization on multinational production” では、貿易と多国籍企業の海外生産に関する定量的一般均衡モデルを構築し、貿易費用の変化が海外生産にどのような影響を与えるかについて定量的な分析を行っている。貿易費用の変化は海外生産に3つの異なる効果を及ぼす。1つめは、「貿易費用回避効果」であり、貿易費用の低下によって、企業にとって輸出がより有利になるため、ホスト国での海外生産を減少させる。2つめは、「投入費用削減効果」であり、貿易費用の低下によって、他国からの中間財の調達費用が低下するため、海外生産を促進する。3つめは「輸出プラットフォーム効果」であり、ホスト国での輸出費用の低下によって、生産拠点からの輸出が容易になるため、海外生産を促進する。本章では、これらの効果を定量化するために、産業連関の設定を組み込んだ貿易と海外生産の定量的一般均衡モデルを構築した。2016年の10カ国×7産業のデータを活用して、メキシコの輸入費用が低下した場合にメキシコにおける多国籍企業の海外生産がどのように変化するかを測定するために反事実分析を行い、貿易費用回避効果と投入費用削減効果の相反する効果を比較できるようにした。その結果、メキシコにおける輸入費用が低下すると、中間財の調達費用が低下するため、企業はメキシコに生産拠点を設ける可能性が高くなるという結果が得られた。また、Brexit (英国の欧州連合 (EU) 離脱) により英国とEU諸国間の貿易が制限されると、貿易費用回避効果が投入費用削減効果を上回り、英国とEU諸国間で海外生産が増加することが明らかになった。</p> <p>次に、第3章 “Do international investment agreement attract foreign direct investment in knowledge intensive industries?” は、国際投資協定 (IIA) がFDIに及ぼす産業別の効果を、産業における知的財産の集中的な利用度 (すなわち知識集約度) に着目して実証的に分析している。また、投資受入国における知的財産権保護の程度に着目することで、IIAの効果における国レベルの異質性を考察し、先行研究において、IIAの効果について一致した実証結果が得られていないのはなぜかという疑問にも答えようとしている。分析には、1999年から2018年までの米国から56の投資</p>			

受入国に対する産業別の対外直接投資のデータを用いている。本章の新規性の1つに、IIAに含まれる産業単位で協定の義務の留保を定めるネガティブ・リスト（留保表）に着目して、先行研究では国単位で定義されていたIIAの発効ダミー変数を国×産業レベルで定義し、IIAの発効によるインパクトを国×産業レベルで捉えることができるようにした点が挙げられる。また、分析には計量経済学の時系列分析において内生性に対処する最近の手法を採用している。分析の結果、米国と56カ国の投資受入国間のIIAは、知識集約型産業から知的財産権保護の弱い国へのFDIを促進することが分かった。この結果は、もしIIAがホスト国における知的財産権の法的保護の弱さを代替するのであれば、IIAはFDI誘致に正の効果をもたらすという仮説を支持するものである。

続いて第4章 “The impact of technological decoupling between the United States and China” では、技術移転を伴うFDIと技術集約的中間財の貿易を考慮した定量的貿易一般均衡モデルを構築し、米中技術デカップリングを通じた、米中間の貿易・技術移転制限、中国の技術保護政策、両国の輸出管理法の影響を定量的に分析している。先行研究で開発された技術と知的財産の移転を伴うFDIを考慮した定量的貿易一般均衡モデルを拡張し、生産構造を最終財部門と中間財部門の2部門に分けることによって、技術移転の制限を分析できるようにした。最終財部門と中間財部門のうち、中間財部門のみが技術資本を利用すると仮定している。それは、輸出管理法の主な対象であるハイテク産業が、中間財部門に多く見られることを反映している。このモデルを用いて、貿易と技術移転規制の反実仮想分析を行った。この分析は2016年の89カ国のデータに基づいている。その結果、中国の技術保護政策が、中国からの技術移転が大きい国だけでなく、生産において技術資本に大きく依存している国にも影響を与えることが観察された。また、米国や中国からの輸入シェアが高い国ほど、米国や中国が実施する輸出管理法によって技術集約的な中間財の輸入が大幅に減少するという結果が得られた。しかし、このような輸入の減少が必ずしも経済厚生上の大幅な損失につながるわけではないことも示された。さらに、米中二国間の技術デカップリングと関連政策が貿易と技術移転の両方を制限する場合、米国、中国、そして世界全体が厚生損失を経験するということが明らかになった。

最後に第5章では、本論文で得られた知見をまとめ、本研究の学術的な貢献について述べた上で、FDIや多国籍企業の海外生産、FDIを通じた技術移転とそれらに対する政策の効果に関する研究に関して、今後の研究課題を挙げている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、世界の国々の経済活動の主要部分を構成している多国籍企業の活動に対して、様々な政策が与える影響について分析している。特に、国際投資協定の締結や貿易費用の変化の効果に加えて、英国の欧州連合離脱 (Brexit) や米中技術デカップリングなど、現実の重要な事象の影響についても分析をしており、学術的な意義だけでなく、政策的な含意にも富んだ研究である。また、分析手法として、第3章では標準的な計量経済学的手法が用いられているが、第2章と第4章では、最近の国際経済学の分野で注目されている、定量的貿易一般均衡モデルを用いて定量的な分析が行われている。さらに、各章において得られている結果には、興味深いものがいくつも含まれている。

本論文の主な学術的貢献として、以下の点を挙げることができる。

第一に、第2章と第4章で用いられている定量的貿易一般均衡モデルには、いずれも独自の拡張が行われており、分析手法上の学術的貢献が認められる。具体的には、第2章では、先行研究が構築した貿易と多国籍企業の海外生産に関する定量的一般均衡モデルをベースにしながら、そこに別の先行研究で用いられた産業連関の設定を組み込んで、貿易費用の変化が多国籍企業の海外生産に与える影響について、より多面的な分析を行っている。他方、第4章では、先行研究で開発された技術と知的財産の移転を伴うFDIを考慮した定量的貿易一般均衡モデルを拡張し、生産構造を最終財部門と中間財部門の2部門に分けることで、米中技術デカップリングで問題となっている技術移転の制限を分析することを可能にした。どちらも、先行研究のモデルを拡張することで分析の範囲を広げることに成功しており、学術的な意義は大きい。

第二に、第3章の分析において、国際投資協定 (IIA) の発効がFDIに与える影響を分析する上で、各協定に含まれる、産業単位で協定の義務の留保を定めたネガティブ・リスト (留保表) に着目して、IIAの発効ダミー変数を国×産業レベルで定義し、IIA発効の影響を国×産業レベルで捉えることを可能にした。この発想は独創性が高く、学術的意義も非常に大きい。このアプローチを用いることによって、IIA発効がFDIに与える影響を国×産業レベルで詳細に行うことが可能になり、当該分野の研究に対する貢献も大きいと評価できる。

第三に、本論文全体を通じて、政策志向の高い研究が行われている。近年、政策担当者の間では、エビデンスに基づく政策立案 (EBPM) の重要性が盛んに議論されている。そうした流れに対して、本研究は、政策立案に資する研究成果を提示するものであり、学術研究の成果がより積極的に政策立案に取り入れられるようになることに貢献できると考えられる。

以上のように、本論文は国際経済学の分野における、多国籍企業の活動とFDIに関する研究に対していくつかの重要な貢献を行っており、学術的な意義が大きい研究である。

しかし、いくつかの残された課題もある。

第一に、第2章や第4章で構築されているモデルはかなり複雑なものである。それに対して、説明が十分でなかったり、多くの記号が使用されていたりして、必ずしも理解しやすい構成になっているとは言えない。もう少し読者が理解しやすいようなモデルの提示を心掛けることが必要と考えられる。

第二に、同じく第2章と第4章の分析において、反実仮想分析を行う前に、モデルによる予測値が現実の値にどの程度合致しているかを確認することで、モデルの現実に対するフィットの度合いを示すことが求められる。

第三に、第4章では、多くのシナリオについて反実仮想分析が行われている。しかし、結果が単調に羅列されていて、どの結果がより重要なものであるのかが明確でない。したがって、読者の注目がより重要な結果に集まるような工夫が必要である。

以上のような課題はあるが、これらは学位請求者が今後の研究の中で取り組んでいくべき課題であり、本論文の学術的な価値を損なうものではない。

よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和6年2月2日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当面の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降